

館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合条例第2号

館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例(昭和47年館林地区消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例(次条において「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。